

議案第 3 1 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和32年三田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円」を「地方税法施行令（昭和25年政

令第245号。以下「令」という。)第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は同項に規定する額」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に、「190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円」を「令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は同項に規定する額」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削り、「160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円」を「令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は同項に規定する額」に改める。

第3条第1項中「100分の6.7」を「100分の6.15」に改める。

第4条中「27,000円」を「25,000円」に改める。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「24,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の1.8」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「6,900円」を「10,900円」に改める。

第7条の2第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の1.85」を「100分の2.35」に改める。

第9条中「9,500円」を「11,000円」に改める。

第14条第1項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号)」を「令」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「540,000円を超える場合には、540,000円」を「令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額」に、「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「190,000円を超える場合には、190,000円」を「令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額」に、「同条第4項本文」を「第2条第4項本文」に、「160,000円を超える場合には、160,000円」を「令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額」に

改め、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯」を「令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯」に改め、同号ア中「18,900円」を「17,500円」に改め、同号イ(ア)中「16,800円」を「14,000円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「7,000円」に改め、同号イ(ウ)中「12,600円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「4,830円」を「7,630円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「4,200円」に改め、同号オ中「6,650円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯」を「令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯」に改め、同号ア中「13,500円」を「12,500円」に改め、同号イ(ア)中「12,000円」を「10,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「5,000円」に改め、同号イ(ウ)中「9,000円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「3,450円」を「5,450円」に改め、同号エ(ア)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,500円」を「2,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,250円」を「3,000円」に改め、同号オ中「4,750円」を「5,500円」に改め、同条第3号中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯」を「令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯」に改め、同号ア中「5,400円」を「5,000円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「4,000円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,000円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,380円」を「2,180円」に改め、同号エ(ア)中「1,200円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「600円」を「800円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,900円」を「2,200円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。